

射水市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金等について

1 事業の趣旨

県は、県内飲食店を対象に営業時間短縮の要請を行っており、この要請に全面的に協力する事業者に対して協力金を支給するとともに、飲食業関連事業者に対して給付金を支給する。

本市においても、この時短要請に協力した事業者及び時短要請に関連して経営に大きな影響を受けた関連事業者を支援するため、地方創生臨時交付金（事業者支援分）を活用し、県の支援措置に上乘せ支給を行うもの。

2 制度の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

支給対象

県の時短要請に全面的に協力し、「富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）^{*1}」の支給を受けた事業者

支給額

市内1店舗あたり20万円

予算額

5,800万円（20万円×290店舗）

(2) 飲食業関連事業者支援給付金

支給対象

時短要請に協力した飲食店と直接取引のある事業者及び運転代行業の事業者のうち、経営に大きな影響を受け、「富山県飲食業関連事業者支援給付金（第2次）^{*2}」の支給を受けた事業者

支給額

市内1事業者あたり10万円

予算額

200万円（10万円×20事業者）

3 予算措置

（7款）商工費（1項）商工費（2目）商工業振興費

報償費 60,000千円（財源：地方創生臨時交付金60,000千円）

【参考】

* 1 富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第3次）

（1）対象施設

食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けた店舗

（2）要請概要

要請期間 令和3年8月20日（金）～9月12日（日）

要請内容 営業時間を午前5時～午後8時までとする

酒類の提供は午後7時までとする

（3）協力金支給額

中小企業 日額2.5万円～7.5万円（売上高/日の30%）

最低支給額 2.5万円×24日間 = 60万円

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高に応じて支給

大企業 日額限度額20万円（売上高減少額/日の40%）

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の40%を支給

* 2 富山県飲食業関連事業者支援給付金（第2次）

（1）対象者

飲食店と直接の取引がある事業者

運転代行業

（2）主な要件

飲食店への時短要請により直接的に影響を受け、令和3年8月又は9月の売上が前年又は前々年同月比で50%以上減少したこと

（3）給付金支給額

1事業者あたり20万円